



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

No.250

2019
May

5

The Kiyuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：
 関西障害者定期刊行物協会
 編集人：奈良県自閉症協会
 支部長&事務局：河村舟二
 〒639-1005
 大和郡山市矢田山町 84-10
 購読料1部 100円
 会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

2019年(令和元年)5月14日、日本自閉症協会の役員メーリングリストを通じて、厚労省担当課の障害保健福祉課より、今年の長いゴールデンウィークで、障害福祉サービスに問題がなかったかどうかなど、以下に示す3点について問い合わせがきました。

件名は「【至急】：本日15時締切 ≫ GW中の障害福祉サービス対応の例年との違い等について」となっており私のメール記録では11時16分に各都道府県の協会に転送されていました。日本自閉症協会事務局も「本日に回答とのことでお時間のないところで恐縮ですが、今後のサービスにもつながるところだと思いますので、是非実情をお知らせください。」と依頼文がついていました。奈良でもメーリングリスト参加されている会員に転送し実情をたずねましたが、残念ながら15時には間に合いませんでした。しかし、このたった4時間の間に、北海道・埼玉・山梨・東京・岡山・山梨・静岡からメッセージが寄せられていました。

厚労省の問い合わせとは
 ①10連休中の障害福祉サービスニーズに関して、例年のGWと比べ大きな違いはあったか。
 ②10連休中のニーズに関して、どのような対応を行ったか。(事業所の開所(通常どおり?特別に?) /

特段の対応なし、等)
 ③大きなトラブルや苦情の有無。→有の場合、その詳細。以上3点について、どんなことでも結構ですのでよろしく願いいたします。という内容です。

多くのところは、休みは暦通りであり、GW中も放課後デイ、日中一時事業所は開設していたようで、作業所、児童デイなどは利用者の体調や家族の都合により、連休に関係なく、営業されたところが大半のようです。行動援護や移動支援も利用できたようです。このように今回の10連休のゴールデンウィークに関しては、例年に比べ特に問題がなかったようです。障害が重く連休には家族が対応が困難な利用者が多く、私どもは大変助かりました。また各関係所管をお願いがあります。休日出勤した、職員の方々には、何がしかの手当を出して頂きたいです。職員の皆様にも家族が、しかし、私どもの自閉症の利用者を優先として頂いてます、感謝いたしております。という意見や、4月から入社されたお子さんには、就労先は働きはじめてすぐに10連休だったので、慣れたところで休みになったため、休み明けが大変でした。という意見もありました。特に大きなトラブル等の苦情は無かったようです。子どもが休みだと行き場の確保に困った

かも?事業所の支給を、国や行政が今回は休みになったので出さないといったことがあれば、事業所が困るのではないかと。との意見がありました。

児童発達支援、放課後等デイサービス、就労継続支援B、生活介護、グループホームなどを運営されている方からは、

①に関して、例年はカレンダーどおりの営業を基本としてきましたが、今年は休みが多いため次の要望がありました。

1. 利用者 営業を希望される方がおられた。
 2. 職員 休日が多いと給与(時給)が少なくなる。10連休は長すぎる。※ 全員ではありません。すべて休む方もおられました。
- ②に関しては、事業所ごとに、利用者の方の要望と職員の対応できる状態を考えて2日間から3日間の営業をしました。

○実際の利用人数は平常日より少ない傾向で、半分以下の事業所(児童)から9割程度の事業所まで、差がありました。

○職員については、休日出勤扱いとして給与を支払いました。通常の事業の報酬は平日も休日も変わらないものが多く、収支面では厳しくなりますが、出勤できる職員を確保するためにも、必要と考えて行いました。

特に、利用人数が少ない事業所については、当日は赤字になったと思われる。

③については特にトラブルや苦情はありませんでしたが、行楽のために激しい渋滞となるため（東名高速のインター周辺など）、送迎の対応をさせていただくことができず、ご家族も送迎できないとのことで利用できない方が若干おられました。

【その他の問題など】として、

○日中一時支援、居宅介護、移動支援などのサービスについては、事業所の余力がないため、必要であっても使えない状況がある。

○特に、強度行動障害など、他害や問題行動の多い人については、支援できる人が限られており、家族の負荷が非常に大きい。親が高齢化するなかで現在は何とか対応できたとしても、いつまでできるか大きな問題がある。

○強度行動障害研修を受けた人であっても、強度行動障害などの問題行動がある人の支援は簡単ではなく、対応できる人に限りがある。

○グループホームにおいては、日中に通う事業所の営業がないとやるのがなくて困る人もいる。休日は支援が必要な時間が長く、重度の人の活動内容を適切に組み立てて、支援体制を作ることは簡単ではない。

○今回の連休の問題だけではなく、お盆休み、年末年始、そして通常の土日などを含めて、必要とするサービスを受けられるよう、整備が必要である。

○なお、土日祝日などに出勤できる職員の確保は容易ではない。コンビニなどでも大きな問題となっており、福祉関係の労働条件向上を含めて、総合的に考える必要がありが、このような問題の対策検討が全く盛り上がってきていないことが残

念である。親の高齢化が進むことを考えると、時間はあまりない。しかも、制度の改善、人員の確保、教育と超えなければならない課題は大きい。との意見がありました。事業所は補助金が入らず困っている保護者は、休みが長すぎて、対応に苦慮していた。病院での保護者からの苦情は、サービスが休みになっていること、自宅での対応には長すぎるとの意見もありました。奈良では、月一度のサロン川西に出席された湯浅さんによると、

①カレンダー通りの、事業所（通所）十連休 30日、1日2日は開所（児童デイ） 連休中の外出支援申し込み利用対応可（成人）カレンダー土日以外、月曜～金曜は開所（放課後学習支援）など、まちまちでしたが、トラブル等の報告はなし。連休中の金融機関、連休後の医療期間の混雑の方が参ったとの話も。い

ずれにしても、事前計画が必要なのと、連休中は成人、連休明けは子供が、一応に、ちょっと～かなり、しんどい様子は伺える。との報告をいただいています。皆様のご意見もお聞かせください。今回急な話でしたが、これらの問題点に関して今後時間をかけて整理していきたいと思えます。（河村）



「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律案」の早期法律制定をもとめる要望書を提出

《要望事項》

法案の一日でも早い成立をお願いします。前回の国会でも継続審査となり、昨年国会への提出から既に一年以上にわたり継続審議とされています。

今国会に内閣府から提出されている「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律案」は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、いわゆる欠格条項等の見直しを行うもので

あり、高齢者・障害者等がその尊厳にふさわしい生活を保障されるために、極めて意義のある重要なものです。

この法案が成立することで、国がめざす共生社会は、その実現に向けて確実に揺るぎない足跡を残すこととなります。障害のある当事者、親や家族で構成する全国の障害者団体としても、障害があるために何らかの制限を受けることなく当たり前のように生活を送る権利を獲得するために、長年、地道な働きかけを行い、欠格条項等のなくなる日が来ることを待ち望んできました。

欠格条項等は、成年被後見人等が社会と関わることに大きな影響を及ぼしています。成年後見制度を利用したために職を失うなど、障害者の社会参加とはまったく逆の事態

<p>を生み出し、多くの障害者が深刻な局面に追い込まれ、権利回復を求める訴訟も提起されています。法案が成立すれば、侵害されている権利も回復されるものと考えます。</p> <p>なんとしても今国会での成立実現に向けて、ご尽力をさらに重ねて頂きますよう切に要望いたします。</p> <p><国対> 自民党衆・国対副委員長 (内閣担当) 松本洋平 (自民) 衆I - 1011 公明党衆・国対委員長 高木陽介 (公明) 衆II - 1023 公明党参・国対委員長 石川博崇 (公明) 参 - 616</p> <p><衆・内閣委> 委員長 牧原秀樹 (自民) 衆I - 1116 筆頭理事 松本剛明 (自民) 衆I - 707 筆頭理事 山内康一 (立憲) 衆II - 507</p>	<p>理事 平将明 (自民) 衆I - 914 理事 谷川弥一 (自民) 衆II - 1101 理事 長坂康正 (自民) 衆I - 1007 理事 牧島かれん (自民) 衆I - 322 理事 大島敦 (国民) 衆I - 420 理事 岡本三成 (公明) 衆I - 1005 *国対副も兼 委員 佐藤茂樹 (公明) 衆I - 908 委員 岡本あき子 (立憲) 衆I - 711 委員 大河原雅子 (立憲) 衆I - 517 委員 塩川鉄也 (共産) 衆II - 905 委員 浦野靖人 (維新) 衆I - 405</p> <p><参・内閣委> 委員長 石井正弘 (自民) 参 -</p>	<p>1214 筆頭理事 藤川政人 (自民) 参 - 717 *国対副も兼 筆頭理事 相原久美子 (立憲) 参 - 611 理事 矢田わか子 (民主) 参 - 1212 理事 和田正宗 (自民) 参 - 1220 理事 竹内真二 (公明) 参 - 801 *国対副も兼 委員 牧山ひろえ (立憲) 参 - 1007 委員 田村智子 (共産) 参 - 908 委員 清水貴之 (維新) 参 - 404 委員 木戸口 英司 (希会) 参 - 715</p> <p><各党部会など> ○公明党 成年後見制度促進PT関係 座長 濱地雅一 (公) *法務部会長も兼</p>
<p>同事務局長 伊藤孝江 (公) 参 - 1014 厚生労働省省副大臣 大口善徳 (公) II - 308 *前座長 厚労部会長 高木美智代 (公) II - 503 *前事務局長 ○国民民主党 内閣部会 部会長 大野元裕 (民主) 参 - 618 部会長代理 階猛 (民主) 衆II - 203 《要望団体》 全国手をつなぐ育成会連合会 日本発達障害ネットワーク (JDDnet) 全国肢体不自由児者父母の会連合会 日本肢体不自由児協会 日本ダウン症協会 日本自閉症協会 DPI日本会議 平成31年4月26日</p>	<p>強制不妊救済法が成立、72年目でようやく</p> <p>旧優生保護法に基づく強制不妊手術の被害者に対して、一時金を支給する救済法を採決する参院本会議の傍聴に訪れた原告、被害弁護士ら。中央は新里宏二弁護士、右隣は原告の男性=2019年3月9日午前10時24分、国会内、仙波理撮影</p> <p>旧優生保護法 (1948~96年) の下で障害のある人らに不妊手術が行われた問題で、被害者に一時金320万円を支給する議員立法の救済法が24日午前、参院本会議で全会一致で可決され、成立した。救済法は速やかに施行され、早ければ6月中に支給が始まる見通し。旧法成立から72年目で、国会がようやく救済策を講じる。</p> <p>欧州訪問中の安倍晋三首相は救済法成立を受けて談話を発表する予</p>	<p>定。各地で続く国家賠償請求訴訟への影響を避けるため、旧法の違憲性や救済策を講じなかった国の責任は認めない方向だ。</p> <p>「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に不妊手術を押し進める旧法は議員立法で、48年に全会一致で成立した。96年に不妊手術に関する条項を削除して母体保護法へ改正されてからも、国会と政府は問題を放置してきた。</p> <p>宮城県内の60代女性が昨年1月に全国で初めて訴訟を起こしたことで、与野党は法整備に動き始めた。ただ、政府は訴訟で違憲性の認否を避け、国の責任も認めていない。そのため、救済法の前文には「我々は、それぞれの立場において、真摯 (しんし) に反省し、心から深くおわびする」と記してあるが、違憲性などには絡めない形となっている。法案づくりに関わった与野党議員</p>

は、『我々』とは、旧法を制定した国会や執行した政府を特に念頭に置くものだ」と説明している。救済法は、被害者本人の請求に基づき、被害の有無を認定すると定める。請求期限は法施行後5年間。手術記録がない場合も含め、幅広く救済対象とし、一時金を受け取っても訴訟の継続や提起は制限しない。救済制度について周知を図るが、本人への個別通知はしない。被害弁護団は「国の謝罪」が明記されておらず、一時金も「相当に低額」と反発。請求権を配偶者や遺族にも認めるべきで、本人への個別通知も必要だと主張している。不妊手術をめぐる国賠訴訟は7地裁で20人が原告となっており、原則3千万円以上の支払いを求めている。

■救済法のポイント

- ◆前文に反省とおわびを明記
- ◆不妊手術の記録がない場合なども

含めて幅広く救済

- ◆被害者本人からの請求に基づいて被害を認定し、一律の一時金320万円を支給。請求後に本人が死亡し、被害が認定された場合は遺族や相続人に支給。請求期限は法施行後5年間
- ◆手術記録がない場合の被害認定は厚生労働省内に設置する第三者機関「認定審査会」で行う
- ◆障害者手帳の更新時などを利用して救済制度の周知を図るが、被害者本人への個別通知はしない
- ◆国会で、旧優生保護法の立法経緯や被害実態についての調査を行う

旧優生保護法ができたのは1948年。戦後、参院議員が発案した法律の第1号だった。法案提出の中心となった谷口弥三郎参院議員は、「遺伝病者の出生を抑制することが、国民の急速な増加や逆淘汰(とうた)の防止から極めて必要」と訴

えた。全会一致で成立した。旧法に対しては、70年前後から障害者が抗議の声をあげ、国会も80年代には旧法の問題点を認めていた。83年の自民党優生保護法等検討小委員会がまとめた文書には、「不良な子孫の出生防止」という法の目的などを挙げ、「今日の社会思潮と医学水準に照らして法の基本面に問題がある」との記載がある。だが見直しには手をつけなかった。強制不妊手術は92年まで続いた。

国際社会の批判を背景に、国会は96年、旧法の見直しを提案。社民党の和田貞夫衆院議員は「優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっている」と理由を説明した。謝罪や補償をめぐる実質的な審議なしに、母体保護法に改めた。

その後、被害者への補償を市民団体などが求めてきたが、昨年1月に被害者が提訴するまで、国会は救済

に動かなかった。
2019年4/24(水) 10:56 配信
朝日新聞デジタル



2019年4/25(木) 朝日新聞 社説
優生手術救済法成立 尊厳と共生を問い直す時

旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた人に一時金を支給する法律が成立し、施行された。

不良な子孫の出生を防ぐ――。国はそんな目標を掲げ、障害や病気を持つ約2万5千人もの人々から、子どもを産み、育てる人生を奪っていった。

手術の規定が削除されてから20年余り。昨年、被害者の1人が裁判に訴えたことをきっかけにようやく償いが動き出すが、あまりに遅すぎたと言わざるをえない。

■なお山積みの課題

終戦直後に始まった愚行は50年近くも続いた。旧法を作った国会、政策を進めた政府をはじめ、問題を放置してきた責任が社会全体に問わ

れている。一人ひとりの尊厳を守り、多様な個性が共生する社会へと、決意を新たにしなければならない。

被害者側が有識者の審査会に請求し、一時金320万円を受け取るのが補償の基本的な枠組みだ。ただ、手術を受けた人のうち、名前が判明したのは1割余、3千人にとどまる。

調査と周知を強化しつつ、連絡先がわかった人には個別に通知する仕組みも欠かせない。

国は被害者のプライバシーが漏れる恐れを理由に拒むが、被害者には障害のため手術を受けたことを認識できていなかったり、事情を知る肉親が他界したりした人が多い。鳥取県は市町村と協力し、職員が家族らに面会して伝える方針を決めた。参考になるはずだ。

一時金の金額も再考が必要だ。約20年前に補償を始めたスウェーデンの例にならったが、「あまりに低

額だ」との指摘が相次いでいる。

障害者団体は法の成立を「当事者不在だ」と批判する声明を出した。被害者らの声を十分聞かずに立法した姿勢が問われている。

■徹底検証が不可欠

優生思想に基づく不妊手術は、1900年代初め、ハンセン病患者への非合法的な事例が確認されている。戦時下の40年には、ドイツの断種法を手本に国民優生法ができた。

それが戦後の48年、手術を強制することまで認めるなど、全会一致の議員立法で強化されたのが旧優生保護法である。

日本国憲法が基本的人権の尊重を掲げたにもかかわらず、戦後の食糧難の中で人口抑制というゆがんだ「公益」が優先された。「不幸な子を産まない」といったスローガンのもと、「本人や家族のため」という誤っ

た「善意」が強調された。

旧厚生省が手術を奨励し、自治体は件数を競った。法が規定しない手術や、体を拘束したり本人をだましたりしての手術も容認され、9歳の女児までが手術台にのせられた。

国連など国際社会からの批判が高まる中で、96年に手術規定が削除されたが、国会での審議は不十分なまま駆け足で手続きが進んだ。その後、スウェーデンがかつての強制的な不妊手術について調査と補償を検討していることが世界的に注目されたものの、国内での議論は深まらな

いまだった。旧優生保護法改正と同時期に強制隔離政策の根拠法が廃止されたハンセン病の元患者については2001年、違憲判決を受けて小泉内閣が謝罪と補償を決めた。患者に断種や墮胎といった優生手術が行われていたことが明らかになったが、障害者ら

の事例を広く問題視する動きにはつながらなかった。医療や福祉の関係者、朝日新聞社を含むメディアも、被害者の切実な声を受け止められなかった。

安倍首相は今回、政府としての反省とおわびの談話を発表した。法律を作ったのは国会である。各分野の専門家からなる第三者委員会を立ち上げ、過去の経緯を検証し、教訓を引き出す。それが国会の務めではないか。反省やおわびとともに、その決意を決議で表明すべきだ。

■被害者とともに

3年前、相模原市の障害者施設で入所者19人が殺害される事件が起きた。容疑者の男は「障害者はいなくなった方がいい」と口にしており、障害者とその家族らは優生思想がなお消えていないことに強い衝撃を受け、疎外感にとらわれた。

今回の救済法の成立を機に、障害

者をはじめ外国人や性的少数者らへ根強く残る排除や差別の問題を改めて考えたい。疎ましいという感情や無関心、想像力の欠如……。それらを背景にした言動が、障害者らを傷つけ、孤立させ、沈黙させていないか。

救済法は前文で「共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにす」とうたっている。その出発点は、一人ひとりの人権を尊重し、尊厳を守ることだろう。

生後まもなくの高熱で脳性まひを患い、20歳で不妊手術を受けた広島市の佐々木千津子さんは、6年前に65歳で亡くなるまで講演で訴え続けた。

「忘れてほしゅうない」

「ここにおるんじゃけえ」

この言葉を胸に刻むことから始めたい。

20190425 毎日新聞ミニ論点
**強制不妊 不十分な救済法
個別通知、盛らず**

東京大教授・市野川やすたか氏／日本障害者協議会代表・藤井かつのり氏
仕組み、積極的告知を 東京大教授(社会学)・市野川やすたか氏

法律に国からの謝罪があつてしかるべきだが、前文にあるように、優生政策に関わった多くの人が「それぞれの立場において、真摯(しんし)に反省」することも必要だ。「国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚」との一節は、責任をはっきり認めたものと評価できる。

被害者救済で先行したスウェーデンやドイツと比較して、320万円はさほど低い金額ではない。ただ、国家賠償訴訟で求めている

1000万円区上の請求額にも根拠はあり、法律によって司法判断が制約されるべきではない。立法府は裁判所が提示する補償額を考慮し、必要なら判断を修正せねばならない。本人に知らせず、それとは分からない形で不妊手術を受けさせた例もあった。被害者に今回の「救済」の仕組みを積極的に知らせる必要がある。今後はハンセン病問題の検証作業を参照しつつ、厚生労働省から独立した組織が検証や調査に当たることが重要だ。省内に「審査会」は問題 本障害者協議会代表・藤井かつのり氏

国会は被害者の高齢化を理由に成立を急いだ。だからといってレベルの低い法律が許されるわけではない。法律名には「一時金」とあるだけで謝罪や補償の文言がなく、名が体を表している。

おわびの主体を「我々」とあいまいにせず、国の責任や憲法違反を認めるべきだ。交通事故

で生殖機能を失うと自賠責保険で1000万円隊上が支払われるのに、強制不妊手術の被害者への一時金が320万円とは、障害者差別に等しい。

また、給付の対象に被害者の配偶者からも含めるべきだ。自治体に手術記録のある被害者に対

して申請を促す個別通知もせず、優生政策を進めた厚生労働省内に被害の「認定審査会」を置くことも問題だ。

そもそも、当事者不在の非公開の場で法案を作った立法過程がおかしい。障害者権利条約で

うたわれた当事者参加の考え方に反し、障害者施策の水準を下げてしまった。

・共に聞き手・原田啓之

国は憲法違反を認め、被害者の人権回復を！

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の成立にあたっての声明

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が参議院本会議で全会一致で成立した。なお、本法の成立前に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から法案や手続きの事務的なフロー図まで、国会で審議中にもかかわらず、法成立を前提に関係団体にメール配信された。行政機関の国会軽視といえる姿勢・対応に、憲法に定められた三権分立が揺らいでいることを危惧する。

多くの問題点を残した本法である

が、内容面の不十分さに加えて、当事者不在で進められたことに強い憤りを覚える。障害者権利条約の締約国として、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という願いにも反し、国会の場で被害を受けた人たちの意見を聞く機会は、設けられなかった。また、国による謝罪もあいまいなままで、法成立時の内閣総理大臣の「反省とお詫び」は、いかにも形式的で空疎な感を否めない。改めて、国権の最高機関である国会において、謝罪決議を行うよう求める。拙速に法案を成立させたことにも疑問が残る。国会サイドは、まるで法律の早期成立と高水準の法律にすることが相いれないような論調を繰り返してきた。長年にわたって放置しておきながら、なぜ目前に迫っている仙台地裁での優生保護法被害裁判の判決を待てなかったのか。

残念ながら、法律は多くの問題点を

残したまま成立してしまった。懸念されるのは、優生保護法被害の本質問題の固定化である。わけても、子どもを持つ権利、持つか持たないかを自ら選択する権利が奪われ、生涯にわたる心身への影響を与え続けることへの代償が320万円の一時金というのは余りに低すぎる。このままでは禍根になってしまう。

国は憲法違反であることを認め、裁判動向も勘案し、また今般の法案作成段階で被害者や弁護団、障害関連団体から提示された内容を踏まえるなど、優生保護法の被害問題解決の新たな方向を模索すべきである。当面は、被害者と障害関連団体の信頼に足りうる検証体制の確立が急がれる。

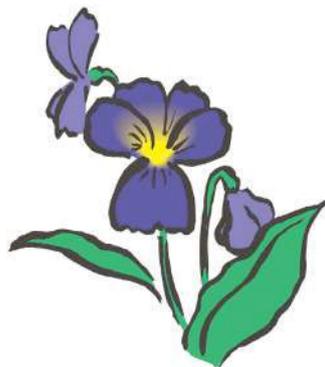
私たちは、原告や被害者の人権と尊厳の回復に連帯しながら、全国7地裁で進められている優生保護法被害裁判の原告をこれからも支援し続け

る。そして、優生保護法被害問題から学び、被害者とともに優生思想や障害者排除・差別を乗り越え、すべての人のいのちを大切にする社会の実現に向けて力を注いでいく所存である。

2019年4月24日

NPO 法人日本障害者協議会 (JD)

代表 藤井 克徳



認知されにくい読み書き障害 UDフォントを使うと

「ディスレクシア」という言葉をご存じだろうか。文字の読み書きに困難を伴う学習障害の一種で、米映画監督のスティーブン・スピルバーグ氏も自身がディスレクシアであると公表している。徐々に認知されつつあるとはいえ、見た目では普通と変わらないため認知されにくく、支援体制の確立が急がれている。そこで注目されているのが、弱視者やディスレクシアでも読みやすいとされる書体「ユニバーサルデザイン(UD)フォント」だ。明朝体やゴシック体など通常の書体と何が違うのか。今年度、全国に先駆けてUDフォントが導入された奈良県の教育現場をのぞいた。(石橋明日佳)

正答率66%→81%に上昇

奈良県教委では今年度、県立学

校教員に貸与しているパソコン約2700台をアップデート。43種類ものUDフォントが使えるようになった。今後はテスト問題や授業の資料、保護者に配布するプリントなどが新たな書体で作成される。

奈良県立教育研究所研究開発部の小崎誠二ICT教育係長は「正確で分かりやすい資料を作成すれば、結果的には学力向上にもつながるのではないかと期待する。

生駒市教委は今年2月、小学生116人を対象にUDフォントを使った実験を実施。文章を読んで正誤を判断する問題を、UDフォントと一般的な教科書体で36問ずつ解いてもらったところ、教科書体で66%だった正答率は、UDフォントでは81%に跳ね上がった。「読みやすかった」「わかりやすかった」と生徒にも好評だったといい、市教委の担当者は「フォントを変えるだ

けで効果が得られるとは驚いた。学習障害がある子供だけでなく、すべての子供たちが集中して取り組み、学習意欲が向上するきっかけになれば」と期待を寄せる。生駒市では、UDフォントを導入するかどうかは各学校の裁量に委ねられているが、市立生駒小学校の松本和也教頭は「学習をする以前に、『読めない』という壁を書体によって改善できるのであれば、価値があると思った」と導入を決めた理由を明かす。今後は保護者向けのプリントからUDフォントを使い始め、ゆくゆくは学習教材にも取り入れていく方針だ。

ハリウッド俳優も・・・ ディスレクシアは読字障害とも呼ばれ、文字がゆがむ▽文字が反転して見える▽文字と発音が一致しない一などさまざまな症状がある。現在のところ、医学的な治療法は確立されておらず、個人に合わせた学習支援が効

果的とされる。ディスレクシアの啓発や支援を行うNPO法人「エッジ」(東京都港区)によると、英語圏に多く、米国では全人口の10~15%、日本では5~8%と報告されている。スピルバーグ監督のほか、ハリウッド俳優のトム・クルーズやジム・キャリーも公表しており、その存在が徐々に浸透しつつある。エッジの藤堂栄子会長は「近年、英語圏では身近な存在になり、支援の種類も格段に増えているが、日本では認知が進んでいないのが現状。潜在的に多くのディスレクシアがいることを知ってほしい」と話す。

線の太さを均一に・・・ 日本で支援が進まないのはどうしてか。藤堂会長は「『発見の遅れ』が挙げられる」と指摘する。音が1つに限定される日本語と違い、アルファベットは単語によって音が多様に変化するため、文字と音を結びつけて理解す

るのが難しい。英語圏でディスレクシアの発症が表面化しやすい大きな理由だ。藤堂会長は「小学校高学年から中学にかけて英語を学んだときに、初めてディスレクシアだと分かる子供が多い。だが、教師や保護者から『努力が足りない』と片付けられることが少なくない」と話す。藤堂会長によると、「読みにくさ」は書体によって左右され、わずかな変化で劇的に改善されるケースがあるという。そこで考案されたのがUDフォントだ。奈良県教委と同県生駒市が今年度導入したUDフォントは、印刷媒体向けデジタル文字フォント(書体)を製作するモリサワ(大阪市浪速区)が考案した。UDフォントは、明朝体やゴシック体などの一般的な書体と比べ、文字そのものの形を認識しやすい。たとえば明朝体では「とめ」「はね」「はらい」が表現され、線の太さが均一ではない

が、UDフォントではそれが一定の太さに保たれている。また、濁点や半濁点を大きくする工夫が施され、より手書きに近いのが特徴だ。さらにアルファベットでは「bとd」「pとq」など鏡文字になりやすいものを、左右非対称の形状にしているという。

同社の担当者は「誰もが読みやすい書体を模索して作成した。今後、情報通信技術(ICT)を活用した教育が進む中、ニーズを実感している」と話す。

(産経新聞 2019.5.9 プレミアム)



障害者は見た目に障害がないとダメなの？

～ある発達障害者の体験から～
 障害を持っているから障害者手帳を使っただけなのに、後ろに並んでいた老人の心無い言葉に傷ついた。…こんな話がツイッターで拡散されました。こーたろ@xXikmo6unbH0rr8 「バスで料金払うときに手帳見せて障害者の料金で払ったんだけど、後ろの老人の一言でかなり落ち込みました。自分は発達障害だから見た目は何もないんです。『最近の若者は見た目丈夫なのに嘘ついて手帳貰ってるのか。』その先は頭真っ白になって聞き取れなかったけど悲しいですね」こうツイッターにつぶやいたのは、ADHDと自閉症スペクトラムを抱えている、こーたろさん。こーたろさんは、成人してから発達障害の診断を受け

た、大人の発達障害当事者のひとり。子どものころから、会話の際に場の空気を読めずに突然違う話をし出したり、相手の気持ちをなかなか上手くくむことが難しかったりなど、自閉症スペクトラム特有の特性があったために、周囲から浮いてしまったり、いじめを受けてしまったりということもしばしばあったそうです。

■ 大人になって知った、自分が「発達障害」だということ

こーたろさんが子どもだった当時は、今ほど発達障害の概念が確立されておらず、情報も少なかった時代。自閉症の概念といえば、著しく勉強ができずに自分の世界に閉じこもってしまいコミュニケーションが非常に難しい、という様なイメージだった時代。こーたろさんは、子ども時代からあった自閉症スペクトラムについて、親からも理解されず、暴言や暴行を受けて育った背景がありま

す。 そんなこーたろさんが発達障害の診断を受けたのは、22歳の時。はじめて入社した会社で上手く行かず2社目に転職しましたが、仕事が覚えられない、ミスが続くなどの失敗が相次いだせいもあってか、上司からの執拗なパワハラを受けうつ状態に。自殺未遂やうつ状態から、2018年5月に精神科を受診。その場で休職の診断書が出され、後日、検査した結果、ADHDと自閉症スペクトラムとの診断がおりたということです。現在も休職していますが、パワハラで受けた傷はそう簡単には癒えないようです。

■ 障害者手帳は簡単に交付されるものではない

自閉症スペクトラムなどのいわゆる発達障害は、医師の診断書を保健所に持って手続きをとれば、精神疾患のひとつとして“精神障害者保健福祉手帳”が交付されます。一見す

ると簡単な手続きに見えるかもしれませんが、そもそも診断書が出るまでには、何回もの診察などが必要なため、障害者手帳の不正取得を前提にして医師を欺くのは困難。さらに診断書を出す以上は医師にも責任がとまいません。医師側も患者によりそいつつ、その点は冷静な診断を行います。つまり、医師の診断書が必要という時点で、単に嘘をついて交付を受けるといったことは困難なのです。障害者手帳を持つということは、自分が健常ではないということを示すこと。健常者と違って、脳の機能が違っているが故の特性であり、それは日常生活や社会生活を脅かす特性でもあり得ます。生活するにあたって障害と感ずることが多くあるが故の、障害者手帳なのです。こーたろさんが社会的に困難を感じたことのひとつに、指示されたことが一度で覚えられずに何度も聞き返すな

どした結果、相手を怒らせてしまったり、ミスが多発したりすること、一つの事に集中している時に他の要件が入ってくるとパニックになって複数のタスクを完了させることが出来なくなる、などがあります。結果、提出物をため込んで期限内に提出できないといった、仕事上での問題を多く抱えるまでに至ってしまいました。こうした、仕事ができない、対人関係でつまづく、などをきっかけとして抑うつ状態から発達障害に診断がつながることが最近増えてきています。これは、発達障害の特性故にまわりとの協働やコミュニケーションに困難と感ずることが、二次障害的に適応障害や抑うつという状態(気分障害)を引き起こすことが多くあるためです。複数の学術文献からも、ADHDや自閉症スペクトラムと気分障害は併存すると指摘しています。世の中には様々なハンディ

キャップを抱えながら生活している人が多くいます。四肢、内臓、視聴覚、脳神経など……多くの方が、目に見えたり見えなかったりする何かを抱えて生きています。しかし、目に見えないというだけで理解されなかったり、差別的・侮蔑的な扱いを受ける人も多い現状。先述のこーたろさんのツイートには、「心の病とか見た目では判断出来ない病とかいっぱいあります。高齢の方ほど理解不足ですね」「内面の障害者は、わかりづらいですよ。私も障害者なのでよくわかります」「わからない人はわかりませんね。ASDとADHDのグレーゾーンの私も二次障害二つ、三つありますが、優先座席、ヘルプマーク、手帳、何でも使って自分の人生を歩みます」など、理解を示す声があふれています。また、「むしろ見た目では分からないけど辛いから手帳見せるんですけどね……」「自

分も見た目では分からないけど精神2級の手帳を所持しており、バスでは見せています」「内臓疾患など見た目にはわからない人のために見せましょうよ。見た目でわかる私はタクシー乗る時について手帳見せるの遠慮しちゃってたのですが、発達障害で手帳持ちの娘にそう言われてはっとなりました」といった、認知を広めるためにも積極的に手帳を使っていくという人々の声も。こーたろさんは、自身の特性に対し、スケジュール帳、家のカレンダー、携帯のカレンダー機能を活用し、遅刻対策として、タイマーを出発時間の5時間前から一時間刻みでセットして、最後は出発時間15分前に鳴らすようにしているそうです。また「心がける事は、自分が間違ったことをした場合は素直に謝るようにしてます」と、自身の特性故に周囲とぶつかりやすいことを意識して行動している

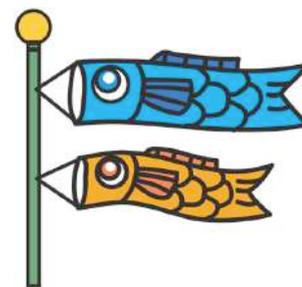
様子。(2019年5月6日 11時49分
おたくま経済新聞)

6,097人がこの話題について話して
います

■ 障害者手帳は生きるための助け
福祉は高齢者や障害が見た目で
わかる人だけのものではありません。
筆者の娘も、発達障害で手帳持
ち。筆者が住む自治体では、市が運
営している交通機関を福祉乗車券を
利用すると無料で乗ることができる
ため、手帳を申請したときに福祉乗
車券も発行してもらいました。おか
げで、いじめや不登校など、“見え
ない心の傷”を負っていても、自発
的に外出することができるになり
ました。また、手帳を持っている
おかげで、公共施設の利用料の減免
などが受けられるので、積極的に見
聞を広めに足を運べるようになり
ました。にぎやかなところに自主的
に出ることで、発達障害者にありが

ちな聴覚過敏も少しずつ自分の限度
を分かるようになってきました。こ
うした、各種障害者手帳は、当事者
の日常生活の助けになるほか、その
人がその人らしく生きるための助け
にもなります。障害者手帳というも
のは、見える・見えないにかかわら
ず、何かしらのハンディキャップを
背負っているから持つ事ができる、
特別なものです。目が悪い人のため
の眼鏡や、耳が遠い人の補聴器など
と同じ、その人自身をささえるため
のもの。眼鏡や補聴器、杖などと同
じ感覚で使えるくらい、理解が広
まって欲しいと、筆者は強く思いま
す。＜参考＞気分障害と発達障害、
および米国における成人発達障害の
取り組み（合同シンポジウム：成
人期の発達障害と心身医療，2009
年，第1回日本心身医学5学会
合同集会（東京））(PDF)
障害者施策 - 内閣府他＜記

事化協力＞こーたろさん (@
xXiKmo6unbH0rr8) (梓川みいな)



「授業中は いつもうわの空だった」

発達障害の特性を活かし、国民的漫
画家になった2人とは？

黙々と定型的な作業を継続するこ
とは得意なことが多いASD（自閉症
スペクトラム障害）、その一方ADHD
（注意欠如多動性障害）は自分の裁
量で仕事を企画し、自分のペースで
作業を行なうことが向いている。具
体的には、イラストレーター、作家、
コピーライター、プログラマーなど
の分野で成功している人が多い。発
達障害の特性を活かし、国民的漫画
家になった2人とは？※新書『天
才と発達障害』第1章「独創と多動
のADHD」より◆◆◆自伝的エッセ
イに漂うADHDを思わせるおおらか
な不注意漫画家やイラストレー
ターなど、美術関連の職業について
いる人に、発達障害、とくにADHD

の特性を持つ例が多いことはすでに
述べた。『ちびまる子ちゃん』は雑
誌『りぼん』で1986年から連載が
始まった人気漫画で、その後テレビ
アニメやドラマにもなった誰もが知
る作品である。作者のさくらもも
こ（1965～2018）は自伝的エッセ
イ『まる子だった』で自らの生い立
ちを明かしているが、全編を通じて
ADHDを思わせるおおらかな不注意
さが彩を添えている。◎共同通信社
冒頭の一節『『うわの空』の詳細』
においても、子供時代における顕著
な不注意さが述べられている。「授
業中、私はいつでも自己流に過ごし
ていた。先生の話もみんなの意見も
何もきいていないのである」ADHD
の人に子供時代を振り返ってもら
うと、似たような思い出を述べるこ
が多い。先生の言葉は耳から聞こえ
ているが、そのまま通り抜けてしま
い、頭の中で定着しない。話に集中

することができないため、話が長
くなると内容が抜け落ちてしまうとい
う。「では何をしているのかといえ
ば、雑誌の連載漫画のつづきを気に
していたり、自分の欲しいおもちゃ
やペットの事を考えたり(中略)ノー
トの隅にらくがきしたり、まあいろ
いろとやる事はあったのである」母
親から「うわの空」を指摘され驚い
たももこ授業に集中できない彼ら
は、さくらももこが述べているよ
うに、ボンヤリと白昼夢にふけてい
た。これはまさにマインド・ワンダ
リングである。さらに彼女は勝手に
「内職」をしているか、あるいは周
りの子供にちょっかいを出して先生
から注意される。ももこ本人は、決
してボンヤリなんかしていないと考
えていたし、常に何かを考えていた
のだから頭もめまぐるしく使ってい
ると思っていたのであったが、母親
から「あなたは毎日うわの空で生き

<p>ているから忘れ物や失敗ばかりするんだよ」と指摘されてびっくりしたという。このような不注意に加えて、ももこは片付けも苦手だった。これも ADHD に特徴的な点である。子供時代、ももこは姉と共同の子供部屋で暮らしていたが、彼女は部屋をすぐに散らかしてしまい、そのうえ虫やカエルなどを持ち込んで部屋で飼ったので、姉は嫌がっていたという。さらに姉の持ち物を無断で借りて返さなかったり、勝手に友達を連れてきて大騒ぎをしたりするため、いつも姉に迷惑をかけていた。ADHD の当事者の多くは、物を捨てられず、整理ができない。片付けが苦手なのは、細かい部分に注目してしまい、全体をまとめて見ることが苦手なためである。ももこは短大に在学中に漫画家としてデビュー。卒業後に上京して就職するが、2 カ月で退職している。まもなく雑誌『リ</p>	<p>ぼん』で『ちびまる子ちゃん』の連載を開始し、たちまち国民的な人気作家となったのは周知のとおりである。生前に親交のあったビートたけしの回想・・・ 生前に親交のあったビートたけしは、さくらももこについて次のように述べている。「さくらさんと話した中で、よく覚えているのが確かお祖父さんの亡くなった時のことだよ。お祖父さんは亡くなる時に口をポカーンと開けたまま死んじゃって、それを隠すためにほっかむりみたいなのを頭に巻いて納棺したんだって。本当は白いさらしの布がよかったんだけど、見つからないからしかたなく“祭”と赤い字で書かれた手ぬぐいで代用したんだよな。それをさくらさんは「ドジョウすくいの人みたいだった」なんて言ってさ。「今にもクネクネ踊り出すかと思って、あたしゃ笑いを堪えるのが大変だったんだから」ってね。</p>	<p>芸人ならまだしも、女の人が自分の身内をそういう風に引いた目線で見たり、話したりすることはなかなかできないよね。結局、そういうシニカルさというか、ブラックユーモアみたいなセンスがオイラと似ているのかもしれない」(ビートたけし『「さみしさ」の研究』小学館新書) 言葉が遅く小学校は1年遅れで入学した男性の漫画家 男性の漫画家においても、発達障害の特性を持つ人は少なくない。 水木しげる (1922 ~ 2015) は代表作『ゲゲゲの鬼太郎』によって国民的な漫画家になり、わが国漫画界のレジェンドといってもよい人物である。妻の回想録『ゲゲゲの女房』を原作とした NHK の朝ドラも放映された。水木の故郷である鳥取県では米子空港にも鬼太郎の名前がつけられ、空港の売店には数多くの鬼太郎グッズが並べられている。</p>
<p>水木は大阪で出生し、鳥取県境港市で育った。水木は、変わった子供だった。幼児期に言葉の遅れがあり周囲からは知的障害者かもと思われる、小学校は1年遅れで入学した。 学校では好き放題をしていた。いつも朝寝坊をして毎日のように遅刻した。授業中も寝ていて勉強はせず、ケンカばかりしていた。仲間の間ではガキ大將的な存在で、隣町のグループとの戦争ごっこに明け暮れた。 子供の頃の水木は、ものを集めるのが好きだった。昆虫採集に加えて、海岸の漂着物、藻や石などをたくさん集めた。新聞の題字集めに凝ったこともあった。1度夢中になると、飽きるまでやめられなかった。少期から ADHD 的なおおらかさと集中力をもっていた水木しげる また、水木は絵が好きだった。紙切れとエンピツかクレヨンがあれ</p>	<p>ば、いつも絵を描いていた。主に風景画を描いていたが、絵物語を描くこともあった。高等小学校の頃には絵画の才能が認められ、1日中絵ばかり描いていたこともあった。このような ADHD 的なおおらかさと過剰な集中力が、水木の創造力の源泉だったのであろう。 なお、水木の父親もユニークな人物だったようだ。早稲田大学では勉強はせず、歌舞伎や映画に熱中し、故郷の堺港に船を浮かべてドンチャン騒ぎをしたこともあった。卒業後、商売を始めたが失敗し、大阪で会社員をしていたが、勤務時間中に映画をみていたのが社長にバレてクビになる。境港に帰って銀行に勤めたが、夜は芝居小屋を借りて映画の上映もしていたところ、やがて銀行もクビになった。その後は保険会社に勤めてジャワ支店に海外出張したり、米軍の通訳をしたりして暮らしていた</p>	<p>という。 問題を起こしてばかり、さまざまな職業を転々とした。 高等小学校卒業後、水木は大阪で働きながら絵の勉強をした。当初は印刷所の住み込みをしていたが、問題ばかり起こすため短期間でクビになり、版画店に転職した。 転職先でも、水木は何をするかわからない危険人物として扱われ、版画の仕事はさせてもらえず、仕事は使い走りの雑用ばかり。それでも水木の仕事ぶりは不良とみなされた。 勤務中でも、水木は自分の興味のあることを優先した。太鼓屋の店先で大きな木の筒に皮を張っているのを見かけると、自転車を止めてじっと観察してしまう。そのため配達物が何時間も遅れてしまい、社長からは「使い物にならない」と言われてクビになってしまった。その後も職を転々とした。1943年、水木は召</p>

集されて陸軍の兵士として戦時下のラバウル（パプアニューギニア、ニューブリテン島）に出征した。空襲の中、水木は命の危険を感じることもなく、爆弾が炸裂する光景をうっとり眺めていたというエピソードが知られている。だが、最終的には爆撃による負傷で左腕を失ってしまった。復員してからもさまざまな職を転々とした。染物工場の絵付け、闇物資の買い付けや魚屋などをやるが、どれも長続きはしなかった。単純作業は苦手で、しゃべってばかりいて、よく怒られた。元来絵を描くことが好きだった水木は、26歳のときに一念発起し、美術学校に入学する。当初は入学資格がないと断られたが、直談判して夜間部に入学を許可されたのだった。だが、最終的には生活に困窮し、中退している。こうしてさまざまな紆余曲折を経た後、水木は紙芝居作家をへて、

漫画家としてデビューした。彼の描いた妖怪のキャラクターたちは、今でも多くの人に愛されている。（岩波 明）（2019年5月6日 文春オンライン）



集会の要綱

- 集会名称「やまゆり園事件から3年 優生手術の被害者の話しを聞く」
- 主催 奈良県障害者差別をなくす条例推進委員会
事務局：生駒市小明町 1348-1
相模原やまゆり園事件を考える会・奈良
連絡先：636-0213 磯城郡三宅町伴堂 847-3
TEL 0745-42-1320 ピープルファースト奈良
- 講演 北 三郎さん（優生手術東京訴訟原告）
- 日時 2019年7月27日（土）
午後1時30分～4時
- 場所 奈良市中部公民館5階ホール

みなさま

絆4月号に掲載しましたNPO法人ならチャレンジさんから

総会&記念講演の案内をいただきました。

6月1日（土）14：40分からの講演はだれでも参加できます。ただ、この日は兵庫のNHKフォーラムと重なります。添付ファイルのように奈良の障がい者の就労についての興味深い内容です。都合のつくかたは、ぜひご予定にお加えください。

河村

「なら燈花会」点灯ボランティア募集

ご家族で「なら燈花会」の点灯ボランティアを体験しませんか？

昨年は世話人の私の諸事情でお休みしてしまい申し訳ありませんでしたが、今年からまた「燈花会の点灯ボランティア」再開いたします！ご家族みなさんでチャレンジしませんか？この点灯ボランティア体験も おかげさまで今年5回目を迎える事となりました。広大な緑の中で、ひとつひとつ明かりを灯しながら、日常から解放されたひと時を過ごしましょう。例年のように「特定非営利活動法人 なら燈花会の会 事務局」様のご厚意により、障害を持つ人たちがゆっくりと楽しめる「早咲きの日」に点灯ボランティアをさせていただきます。もちろん、ご兄弟の参加も大歓迎です。

みんなで一緒に「灯（あか）るい人」になりましょう！

◆活動内容： 定められたエリアにカップを並べ、水を注いでろうそくを浮かべ、火をつける作業です。できる部分だけの参加でも大丈夫です

◆日時： 令和元年 7月 27日（土）17：00集合
※時間厳守でお願いします。

◆集合場所： 奈良公園内 浮雲園地

<アクセス>近鉄奈良駅から徒歩約15分

JR奈良駅、近鉄奈良駅から奈良交通バス（市内循環外回り）

「大仏殿春日大社前」下車すぐ

☆ お車で来られる方は、「東大寺福祉療育病院」の駐車場をご利用ください。

◆募集対象： 自閉症児・者の親子またはその家族 15組30名

◆保険料： 当日のみの保険に加入します。（当日、現地にて回収いたします。）
（東京海上団体イベント保険 一人32円ほど）

<お申し込み内容>

住所・氏名（フリガナ）・年齢・性別・続柄（本人・父・母・兄弟など）・電話番号（ご自宅・携帯）・メールアドレス、当日の交通手段（公共交通機関またはお車）を下記のアドレスまで送信してください。

奈良県自閉症協会 Kawafune@ares.eonet.ne.jp 担当：椋本 募集締切：7月6日（金）まで

※詳細については、申し込み後に改めて詳細のお手紙を配布させていただきます

※お子様の安全面に関しましては、ご家族や保護者の方の責任でお願いします。

※雨天の場合は中止となります。（当日14時までの天候で判断されます）

※当日は浮雲園地にてミニコンサートが企画されています。（19：30～ 雨天中止）

※燈花会について詳しくはHPでご確認ください <http://www.toukae.jp/>



NDF 総会tシンポジウム 奈良県障害者計画改定に 私たちの声を

目的 奈良県障害者計画の次期改定にむけて、今春から県内障害者団体からのヒアリングや県との意見交換が進んでいる。2015年策定された計画から、施策はどうすすんだか、奈良で障害をもつ人たちが安心して生活できるために何が求められるのか、当事者、家族、関係者が、実態や課題、ねがいを交流し、奈良県の課題を立場を超えて共有ししていくことを目的とする。

テーマ 「奈良県障害者計画の次期改定に私たちの声を！シンポジウム」

日時 2019年6月30日(日) 13時30分開会(1時開場)～16時00分

会場 奈良教育大 附属小学校 多目的ホール

内容 13:00 開場

13:30 開会あいさつ 藤井正紀 (NDF代表)

あいさつ 奈良県障害福祉課 「奈良県障害者計画の次期改定について」

13:50 シンポジウム 「奈良県障害者計画改定に、私たちの声を」

①パネラー(予定)

ダウン症協会

高次能機能障害 脳外傷友の会、 依存症 ワンネスグループ・断酒会、

精神分野 なゆたの会・精神家族会、 視覚障害 視力障害者守る会、

こども・教育をめぐる 教職員組合・LD親の会・自閉症協会

事業者の立場から 知的協会・心身連・セルフ協

②フロアから

15:40 まとめ

(16:00 第2部 NDF総会 16:30 終了)

主催 奈良障害フォーラム (NDF)

問い合わせ 奈良市古市町 529-4 ふゆーちゃー内 奈良障害フォーラム事務局

電話 080-1445-7894 (担当 小針)

f a x 0742-63-6766

m a i l y-kohari@kyosaren.or.jp



障 福 第 72号
令和元年5月7日

まほろば「あいサポート」推進協議会
構成団体 各位

奈良県福祉医療部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和元年度あいサポートメッセンジャー養成研修の開催について

平素は、本県障害福祉行政の推進にご協力いただき御礼申し上げます。

県では平成25年度より、障害のある人とない人が共に理解しあい、支えあう地域社会の構築を目指してまほろば「あいサポート運動」を実施しており、まほろば「あいサポート」推進協議会（以下：推進協議会）構成団体の皆様方におかれましても、運動の推進にご協力いただいているところです。

このたび、「あいサポーター研修」を行っていただく講師（メッセンジャー）を養成する研修を下記のとおり開催いたします。

つきましては、推進協議会の構成団体に所属される方の中で、メッセンジャーとして活動いただける方に当研修の受講をお願いしたいと存じますので、受講を希望される方は、別添受講申込書のご提出をお願いいたします。

なお、本研修では、平成30年度に奈良県で作成した、奈良県障害理解促進DVDとテキストを使用いたします。

※既にメッセンジャー登録をされている方も、今後、あいサポーター研修を実施していただくには、本研修の受講が必須となります。

※申込にあたっては、FAX又は郵送により、令和元年6月3日（月）（※必着）までにご提出願います。

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | ①令和元年6月14日（金）13：30～16：30
②令和元年6月18日（火）13：30～16：30
※両日とも13：00受付開始 |
| 2. 場 所 | ①奈良県産業会館5階 大会議室
（大和高田市幸町2-33）
②奈良県文化会館2階 集会室A・B
（奈良県奈良市登大路町6-2） |
| 3. 内 容 | 別紙「開催要項」のとおり |

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県福祉医療部障害福祉課 担当者：玉置、福角
TEL：0742-27-8514 FAX：0742-22-1814

8. 受講申込み

(1) 申込み方法

「受講申込書（※別紙1）」に必要事項をご記入のうえ、FAX又は郵送でお申し込み下さい。

FAX番号	郵送
0742-22-1814	〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県障害福祉課障害理解促進係 宛 ※封筒に「メッセンジャー養成研修」と記載して下さい。

(2) 申込み締切り

令和元年6月3日（月）（※郵送の場合は当日必着）

9. その他

(1) 配慮が必要な方へ

研修受講にあたっての配慮を希望する事項を受講申込書（※別紙1）の「その他」欄にご記入下さい。

なお、点訳資料の手配をご希望の場合は、準備の都合上5月24日（金）までにお知らせ下さい。

(2) 修了証書について

研修終了後に修了証書を発行します。

(3) 天災での研修中止時の対応について

台風等の天災で研修を中止する場合は、研修日前日の午後5時までに奈良県障害福祉課のホームページでお知らせします。個別のご連絡はいたしませんので、ご了承下さい。

(4) 会場について

ゴミは各自で必ずお持ち帰り下さい。

空調は集中管理となっています。各自衣服等での調整をお願いします。

(5) 個人情報の保護について

本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な情報として用いることとし、それ以外の目的には使用いたしません。

(6) ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい

※当日の緊急連絡もこちらまでお願いいたします

【お問い合わせ】

奈良県福祉医療部障害福祉課障害理解促進係 担当：玉置、福角

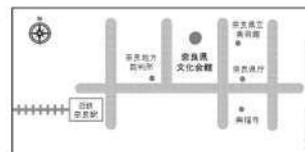
電話：0742-27-8514 / FAX：0742-22-1814

会場のご案内

①令和元年6月14日（金）13：30～16：30
会場：奈良県産業会館 5階 大会議室（大和高田市幸町2-33）
【電話番号 0745-22-2727】



②令和元年6月18日（火）13：30～16：30
会場：奈良県文化会館 2階 集会室A・B（奈良県奈良市登大路町6-2）
【電話番号 0742-23-8921】



別紙1

【申込先】
 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
 奈良県福祉医療部障害福祉課 障害理解促進係
 担当：玉置、福角
 TEL：0742-27-8514
 FAX：0742-22-1814

※FAXで送信していただく場合、
 送付票は不要です。

1	ふりがな	
	氏名	
2	性別	男・女
3	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
4	所属・勤務先	
5	住所 (自宅もしくは 所属・勤務先)	(自宅・所属(勤務)先)
		〒
6	連絡先 ※連絡可能な番号 を記入してくださ い	(携帯・自宅・所属(勤務)先)
7	メールアドレス	
8	希望日	<input type="checkbox"/> 6月14日(金) (奈良県産業会館)
		<input type="checkbox"/> 6月18日(火) (奈良県文化会館)
9	その他	※受講にあたり必要な配慮がございましたら、こちらに記載ください。 申し込み後に個別にご相談させていただきます。

発行人：関西障害者定期刊行物協会
 住 所：〒543-0015
 大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F
 編集人：奈良県自閉症協会
 定 価：100円

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行